

議案第75号

大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月2日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）									
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>大田原市立大田原図書館</u></p> <p>位置 <u>大田原市中央一丁目3番15号</u></p> <p>（分館及び分室の設置）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>大田原市立黒羽図書館</u></p> <p>位置 <u>大田原市堀之内656番地1</u></p> <p>3 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 932 2067 1038"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 932 1599 984">名称</th> <th data-bbox="1599 932 2067 984">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 984 1599 1038">大田原市立大田原図書館</td> <td data-bbox="1599 984 2067 1038">大田原市中央1丁目3番15号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（分館及び分室の設置）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 1214 2067 1321"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 1214 1599 1267">名称</th> <th data-bbox="1599 1214 2067 1267">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 1267 1599 1321">大田原市立黒羽図書館</td> <td data-bbox="1599 1267 2067 1321">大田原市堀之内656番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>		名称	位置	大田原市立大田原図書館	大田原市中央1丁目3番15号	名称	位置	大田原市立黒羽図書館	大田原市堀之内656番地1
名称	位置									
大田原市立大田原図書館	大田原市中央1丁目3番15号									
名称	位置									
大田原市立黒羽図書館	大田原市堀之内656番地1									

名称 大田原市立湯津上庁舎図書室
位置 大田原市湯津上5番地1081

(開館時間及び休館日)

第5条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

名称	開館時間
(略)	

2 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

名称	休館日
大田原図書館	(1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日(それらの日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日とする。)

名称	位置
大田原市立湯津上庁舎図書室	大田原市湯津上5番地1081

(開館時間及び休館日)

第5条 図書館の開館時間は次のとおりとする。

図書館名	開館時間
(略)	

2 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 年末年始(12月30日から翌年1月3日まで)ただし、大田原図書館にあっては、12月31日及び1月1日のみ休館日とする。

(2) 毎月第3金曜日(ただし、第3金曜日が祝日法による休日にあたるときは、その翌週の金曜日)

(3) 特別整理期間(毎年1回10日以内)

(4) 大田原図書館及び湯津上庁舎図書室にあっては、毎月第1及び第3月曜日(ただし、第1及び第3月曜日が祝日法による休日にあたるときは、その翌日)

(5) 黒羽図書館にあっては、毎月第2及び第4月曜日(ただし、第2及び第4月曜日が祝日法による休日にあたるときは、その翌日)

(新設)

	<p>(2) <u>毎月第3金曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その翌週の金曜日とする。）</u></p> <p>(3) <u>12月31日及び1月1日</u></p> <p>(4) <u>特別整理期間（毎年1回10日以内とする。）</u></p>
黒羽図書館	<p>(1) <u>毎月第2月曜日及び第4月曜日（それらの日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日とする。）</u></p> <p>(2) <u>毎月第3金曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その翌週の金曜日とする。）</u></p> <p>(3) <u>12月30日から翌年1月3日まで</u></p> <p>(4) <u>特別整理期間（毎年1回10日以内とする。）</u></p>
湯津上庁舎図書室	<p>(1) <u>毎月第1月曜日及び第3月曜日（それらの日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日とする。）</u></p> <p>(2) <u>毎月第3金曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その翌週の金曜日とする。）</u></p> <p>(3) <u>12月30日から翌年1月3日まで</u></p> <p>(4) <u>特別整理期間（毎年1回10日以内とする。）</u></p>

3 (略)

(職員)

第7条 図書館に館長、司書、事務職員____その他必要な職員を置く。

(会議室等の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は原状回復若しくは対面朗読室、会議室及び視聴覚室からの退去を命じることができる。

(1) (略)

(2) 前条第2項の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) (略)

(使用の制限)

第10条 教育委員会は、次のいずれかに該当する者に対し、入館を禁じ、又は退去を命じることができる。

(1) (略)

(2) 施設又は附属する設備等を汚損、損傷又は滅失させるおそれがあると認められる者

(3) (略)

(指定管理者による管理)

第12条 図書館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

3 (略)

(職員)

第7条 教育委員会は、図書館に、館長、司書、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(会議室等の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は原状回復若しくは対面朗読室、会議室及び視聴覚室からの退去を命じることができる。

(1) (略)

(2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反している者

(3) (略)

(使用の制限)

第10条 教育委員会は、次のいずれかに該当する者に対し、入館を禁じ、又は退去を命じることができる。

(1) (略)

(2) 施設又は付属する設備等を汚損、損傷又は滅失させるおそれがあると認められる者

(3) (略)

(指定管理者による管理)

第12条 図書館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の定めるところにより、教育委員会が指定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第13条 前条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館の施設の管理に関する業務
- (2) 図書館の利用の許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館に関する事務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

2 前項の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

3 第1項に規定する場合において、第8条から第10条までの規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は_____、次に掲げる基準により、図書館の管理運営に関する業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令_____を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (2) (略)
- (3) 施設、附属設備及び図書館資料の保全を適切に行うこと。
- (4) (略)

(図書館協議会)

第13条 前条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、教育委員会が別に定める。

- (新設)
- (新設)
- (新設)

2 前項の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条第3項の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

3 第1項に規定する場合において、第7条から第10条までの規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、第5条に規定するもののほか、次に掲げる基準により、図書館の管理運営に関する業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を順守し、適正な管理を行うこと。
- (2) (略)
- (3) 施設、付属設備及び図書館資料の保全を適切に行うこと。
- (4) (略)

(図書館協議会)

第15条 法第14条第1項の規定により、図書館に大田原市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2・3 （略）

第15条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に大田原市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2・3 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。